



I. 中部事務所の活動状況

1. 概況

愛知県では、7～9月の期間中、約4割の日々が緊急事態宣言の対象になりました。事務所でも対面での面談が必要な業務で影響がでましたが、関係団体とのつながりは、むしろオンライン・Webの活用により深まり、広がっています。

まず、事業者団体のWebサイトやメールマガジンを通じた個々の事業者への情報提供については、「下請法 知っておきたい豆情報」に加えて、49団体の協力を得て、「下請法 基礎講習会」の開催案内をしました。同時に、このオンライン講習会については、大人数が参加できるウェビナー（ウェブセミナー）方式に切り替えました。今後、「最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ」の防止においても、オンライン・Webを活用した連携が重要になってきます。

また、地方公共団体に関しては、今年度の、「官製談合防止法 研修会」の受講者数は、オンライン方式が定着するなかで大幅に増加する見込みです。各地の消費生活センターには、定期的に、メールにより景品表示法関連の情報を届けることになりました（今回は空間除菌脱臭機など）。農協等に対しては、オンラインで講師役を務めるなど独占禁止法コンプライアンス研修のお手伝いをしました。

さらに、こうしたオンライン・Webでの連携に加えて、集会活動が困難な消費者団体に対して、自宅で手に取ることができる「景品表示法クイズ」（紙）を配布しました。下請法の相談業務（電話）においても、各地の弁護士会の協力を得て、相談者の意向に応じて地元の弁護士会を紹介しています。

一方、事務所内では、オンラインによる研修として、総務課長が講師となり、これまでの業務における体験談等について話をしました。テレワークが浸透し一堂に会する機会がなくなるなかで、ベテラン職員の経験や知見が中堅・若手職員等と共有されるよう取り組んでいます。